

## 第8章 そ の 他

### 1 建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付

(規則第60条、市規制規則第23条、15条)

(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)

**規則第六十条** 建築基準法第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条第一項又は第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の事務が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に求めることができる。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

**市規制規則第23条** 省令第60条の規定により、法第29条、第37条又は第41条から第43条までの規定に適合している旨の証明書の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（様式第28号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第15条第1項第1号から第3号までに掲げる図書を添付しなければならない。

#### 市規制規則第15条【略】

- (1) 建築物を建築又は特定工作物を建設しようとする敷地の位置及び区域を表示する図面（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を示す図面（縮尺500分の1以上）
- (3) 建築物を建築又は特定工作物の平面図及び立面図
- (4) 現況写真（2葉以上）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

建築基準法は、いわゆる建築確認において、その計画が、都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第3～5条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定のすべてに適合していることも、確認を受けるべき内容としています。そこで、建築基準法施行規則は、建築確認の申請に当たっては、原則として、その計画が、先の都市計画法の規定に適合していることを証する書面（「適合証明書」といいます。）を添付することとしています。

これを受け、都市計画法施行規則第60条は、建築確認を受けようとする者は、開発許可権者に対し、適合証明書の交付を求めることが出来るとしています。

したがって、開発許可権者は、その計画が都市計画法の規定に適合することを確認した場合は、適合証明書を交付しなければなりません。

適合証明書の請求手続きや様式については、市規制規則第23条に規定されています。

## 2 不服申立て（法第50条、法第51条）

（不服申立て）

**法第五十条** 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

**法第五十一条** 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

この条文は、開発許可等の処分又はこれに係る不作為に関する不服申立ての規定です。開発許可等の処分等に関する不服申立てについては、法第50条から第51条が、特別法として、行政不服審査法に優先して適用されます。そのため、法第50条第1項前段に掲げる事項に関する審査請求については、開発審査会に対し審査請求を行います。

開発審査会で処理することとされている理由として、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすること、迅速な処理を要すること等が挙げられます。

法第50条第1項前段で規定する開発審査会に対する審査請求の対象となる事項は次表のとおりです。

該当条項	内 容	
法第29条第1項若しくは第2項	開発行為の許可	処分若しくは不作為（法令に基づく申請に対し相当な期間が過ぎても処分をしないこと）
法第35条の2第1項	開発行為の変更の許可	
法第41条第2項ただし書	形態制限を定めた場合の制限以外の建築許可	
法第42条第1項ただし書	予定建築物以外の建築等の許可	
法第43条第1項	建築等の許可	
法第81条第1項	上記の規定に違反した者に対する監督処分	

また、都市計画法第50条第1項前段に掲げる処分又は不作為以外のものについては、開発審査会に審査請求をすることができず、行政不服審査法に基づき行うことになります。

### 3 開発審査会（法第78条、令第43条）

#### （開発審査会）

**法第七十八条 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。**

- 2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。
- 3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
  - 一 破産者で復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。
- 6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
  - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

#### （開発審査会の組織及び運営に関する基準）

**令第四十三条 法第七十八条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。**

- 一 開発審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。
- 二 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。
- 三 開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。
- 四 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

本条は開発審査会の組織及び運営に関して定められた規定です。

#### （1）開発審査会の組織

開発審査会は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関して公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命した5人以上の委員によって構成され

ており、伊勢崎市に置くこととされています。

## (2) 開発審査会の権限

### ア 審査請求に対する裁決

開発許可等の処分若しくはこれに係る不作為又はこれらに違反した者に対する監督処分に関する審査請求に対する裁決を行います。（法第50条）

### イ 市街化調整区域における次の開発許可に関する審議

市街化区域で行うことが困難又は不適当であり、かつ、市街化を促進するおそれがないと認められるもの。（法第34条第14号、令第36条第1項第3号ホ）

### ウ 区画整理事業の審議

個人施行又は組合施行の土地区画整理事業の知事認可の際の審議（土地区画整理事業法第9条第2項及び第21条第2項）

## 4 違反行為に対する罰則等（法第80条、法第81条、令第42条、規則第59条、規則第59条の2）

## (報告、勧告、援助等)

**法第八十条** 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

## (監督処分等)

**法第八十一条** 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
  - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
  - 三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
  - 四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 國土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

## (公告の方法等)

**令第四十二条** 法第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十条の二第二項、第六十六条又は第八十一条第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事若しくは市長（法第五十五条第四項の規定により、法第五十七条

第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者）、施行予定者又は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

- 3 都道府県知事又は市長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

**規則第五十九条** 法第八十一条第二項の公告をした場合における令第四十二条第三項の規定による掲示は、その公告をした日から十日間しなければならない。

（公示の方法）

**規則第五十九条の二** 法第八十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、国土交通大臣の命令に係るものにあつては官報への掲載、都道府県知事又は市町村長の命令に係るものにあつては当該都道府県又は市の公報への掲載とする。

#### （1）勧告、報告、援助等（法第 80 条）

本条は、開発許可権者が、本法の規定による許可又は承認を受けた者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をする権限について規定したものです。

本条の規定により報告若しくは資料の提出を求める相手方又は勧告若しくは助言をする相手方は、本法の規定による許可又は承認を受けた者であり、それ以外の者は対象となりません。また、報告若しくは資料の提出を求め得る事項又は勧告若しくは助言をする事項は、本法の施行のため必要な限度に限られます。

なお、本条の規定により報告又は資料の提出を求められ、それに応ぜず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、法第93条第2号の規定により処罰されることとなります。

#### （2）監督処分（法第 81 条）

許可権者は、都市計画法による命令に従わない者、承認等処分に違反した者、違反の事実を知って違反物件を譲り受けたり、使用する権利を取得した者、不正な手段により許可等を得た者等に対して、許可、承認、確認の取り消し等を行い、工事その他の行為の停止、除却、移転等是正措置をとることを命ずることができます。

また、監督処分に係る物件について、監督処分が行われていることが公示されることになり、その方法は標識の設置及び公報への掲示となります。

許可等を取り消す不利益処分をしようとするとき及び許可権者が相当と認めるときにおいては、行政手続法（平成5年法第88号）第13条の規定により聴聞を行い、その他の場合には弁明の機会を付与することになります。

法律により直接命ぜられ、または法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき、当該行政庁は代執行をすることができます。

## 5 申請手数料（伊勢崎市手数料条例）

## 開発許可申請等手数料

平成13年5月18日改正

区分	開発区域 の面積	自己居住用	自己業務用	その他の手数料	法第35条の2 (変更許可)
法第29条 第1項 又は 第2項 (開発許可)	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000	①設計変更(開発区域減を含む) 左の金額の1/10 ②敷地増 敷地増加分に対応した左の金額と同じ ③その他の変更 10,000円 ④変更が①～③に重複する場合 その合計金額 (ただし上限額 870,000円)
	0.1以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000	
	0.3以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000	
	0.6以上1.0ha未満	86,000	120,000	260,000	
	1.0以上3.0ha未満	130,000	200,000	390,000	
	3.0以上6.0ha未満	170,000	270,000	510,000	
	6.0以上10.0ha未満	220,000	340,000	660,000	
	10.0ha以上	300,000	480,000	870,000	
法第41条第2項ただし書 (建築面積の割合等の特例許可)					46,000
法第42条第1項ただし書 (開発許可を受けた土地における建築許可)					26,000
法第43条第1項 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可)	敷地面積				
	0.1ha未満				6,900
	0.1以上0.3ha未満				18,000
	0.3以上0.6ha未満				39,000
	0.6以上1.0ha未満				69,000
	1.0ha以上				97,000
法第45条 (地位の承継承認)	開発区域面積	自己居住用	自己業務用	その他の手数料	
	1.0ha未満	1,700	1,700	17,000	
	1.0ha以上	1,700	2,700	17,000	
法第47条第5項 (開発登録簿の写し交付)					470

※根拠：伊勢崎市手数料条例第2条、別表第2

(単位：円)

## 6 標準処理期間

**標準処理期間**

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間
開発行為の許可	法第29条、法第33条、法第34条	30日
開発許可の変更の許可	法第35条の2	30日
工事完了公告以前の建築等の承認	法第37条	14日
予定建築物等以外の建築等許可	法第42条	30日
建築物等の新築等許可	法第43条	30日
盛土規制法に基づく中間検査	盛土規制法第18条、法第37条	14日

(注) 開発審査会の議を経る必要がある場合を除く

## 7 都市計画区域一覧表

令和6年4月1日現在

都市計画区域名 (※1)	線引き 区域範囲	当初線引 年 月 日	都市計画区域範囲 (※2)	市町村	許認可権限の経過 (県からの委譲等)
前橋	(全域)	S46. 3.31	(全域)	前橋市 (H16.12.5 大胡町、宮城村、粕川村 が、H21.5.5 富士見村が前橋市へ編入合 併)	S60.4.1~事務委任 H13.4.1~特例市 H21.4.1~中核市
前橋勢多	(無)				
(旧大胡)	(無)		(全域)		
(旧宮城)	(無)		(一部)		
(旧粕川)	(無)		(一部)		
(旧富士見)	(無)		(一部)		
高崎	(全域)	《下欄参照》		高崎市 (H18.1.23 群馬町、新町、箕郷町、他1村 が、H18.10.1 棚名町が、H21.6.1 吉井町が 高崎市へ編入合併)	S57.4.1~事務委任 S59.4.1~事務委任 H13.4.1~特例市 H23.4.1~中核市
(旧高崎)	(全域)	S46. 3.31	(全域)		
(旧群馬)	(全域)	S50. 7. 1	(全域)		
(旧新町)	(全域)	S52. 8.31	(全域)		
棚名	(無)		(全域)		
箕郷	(無)		(全域)		
吉井	(無)		(全域)		
桐生	(全域)	S48.12.20	(全域)	桐生市 (H17.6.13 新里村、他1村が桐生市 へ編入合併)	H 2.4.1~事務委任
新里	(無)		(全域)		
伊勢崎	(全域)	《下欄参照》		伊勢崎市 (H17.1.1 伊勢崎市、赤堀町、東村、境町 が新設合併して伊勢崎市へ)	H 5.4.1~事務委任 H19.4.1~特例市 H27.4.1~施行時特例市
(旧伊勢崎)	(全域)	S46. 3.31	(全域)		
(旧境)	(全域)	S46. 3.31	(全域)		
赤堀	(無)		(全域)		
東	(無)		(全域)		
太田	(全域)	S46.12.25	(全域)	大泉町	県
			(全域)	太田市 (H17.3.28 太田市、尾島町、新田町、 藪塚本町が新設合併して太田市へ)	H 3.4.1~事務委任 H19.4.1~特例市 H27.4.1~施行時特例市
藪塚	(無)		(全域)		
沼田	(無)		(一部)	沼田市	県
館林	(全域)	S52. 8.31	(全域)	館林市	H16.4.1~事務委任
			(全域)	板倉町、明和町、千代田町、 邑楽町	
渋川	(無)			渋川市 (H18.2.20 渋川市、伊香保町、子持村、北橘 村、小野上村、赤城村が新設合併して渋 川市へ)	県
(旧渋川)	(無)		(全域)		
(旧伊香保)	(無)		(全域)		
(旧子持)	(無)		(一部)		
(旧北橘)	(無)		(全域)		
(旧赤城村)	(無)		(一部)		
(旧小野上)	(無)		(一部)		
藤岡	(全域)	S62. 7. 1	(一部)	藤岡市 (H18.1.1 鬼石町が藤岡市へ編入合併)	H19.4.1~事務委任
鬼石	(無)		(一部)		
富岡	(無)		(一部)	富岡市	県
安中	(無)		(全域)	安中市 (H18.3.18 安中市、松井田町が新設 合併して安中市へ)	県
榛東	(無)		(全域)	榛東村	県
吉岡	(無)		(全域)	吉岡町	県
下仁田	(無)		(一部)	下仁田町	県
甘楽	(無)		(一部)	甘楽町	県
中之条	(無)		(一部)	中之条町	県
吾妻	(無)		(一部)	東吾妻町	県
長野原	(無)		(一部)	長野原町	県
草津	(無)		(一部)	草津町	県
みなかみ	(無)			みなかみ町 (H17.10.1 月夜野町、水上町、他1村 が新設合併してみなかみ町へ)	県
(旧月夜野)	(無)		(一部)		
(旧水上)	(無)		(一部)		
玉村	(全域)	H3. 3.15	(全域)	玉村町	県
みどり	(無)			みどり市 (H18.3.27 笠懸町、大間々町、他1村 が新設合併してみどり市へ)	県
(旧笠懸)	(無)		(全域)		
(旧大間々)	(無)		(全域)		

(※1) 都市計画区域毎に情報を整理しています。都市計画区域の指定の無い市町村の情報は掲載していません。

(※2) 「都市計画区域範囲」とは、市町村(H24.12.1以前)を単位とした都市計画区域の指定状況(範囲)を示しています。

## 8 県庁・土木事務所一覧表

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
群馬県 庁 (建築課)	371-8570	前橋市大手町一丁目1-1	(直通) 027-226-3704
前橋土木事務所 (建築係)	371-0051	前橋市上細井町2142-1	027-234-4215
高崎土木事務所 (建築係)	370-0805	高崎市台町4-3	027-322-4300
中之条土木事務所 (建築係)	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町709-1	0279-75-3047
沼田土木事務所 (建築係)	378-0031	沼田市薄根町4412	0278-24-5511
太田土木事務所 (建築係)	373-0033	太田市西本町60-27	0276-32-2937

## 9 群馬県内中核市・施行時特例市一覧表

名 称	事務担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
前橋市	開発指導課	371-8601	前橋市大手町二丁目12-1	(直通) 027-898-6758
高崎市	開発指導課	370-8501	高崎市高松町35-1	(直通) 027-321-1356
伊勢崎市	建築指導課	372-8501	伊勢崎市今泉町二丁目410	(直通) 0270-27-2792
太田市	建築指導課	373-8718	太田市浜町2-35	(直通) 0276-47-1837

## 10 群馬県内事務処理市一覧表

名 称	事務担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
桐生市	建築指導課	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277-46-1111 内線674
館林市	都市計画課	374-8501	館林市城町1-1	0276-47-5149
藤岡市	都市計画課	375-8601	藤岡市中栗須327	(直通) 0274-40-2827

## 1.1 許可の特例

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、盛土規制法という)

(許可の特例)

第十五条 (略)

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条で同様に規定

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3~4 (略)

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

(完了検査等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十六条で同様に規定

4~5 (略)

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出、完了検査についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされることとなります。みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となります。

[みなし許可となった場合に適用される盛土規制法の規定]

ア 技術的基準への適合(盛土規制法第13条・第31条、都市計画法第33条第1項第7号の規定による)

イ 中間検査(盛土規制法第18条・第37条)

ウ 定期の報告(盛土規制法第19条・第38条)

エ 監督処分(盛土規制法第20条・第39条)

オ 標識の掲示(盛土規制法第49条)など

(1) みなし許可に必要な書類等

下表において次の略称を用いる。

令……宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)

規則……宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年省令第3号)

書類名	内容	根拠規定	備考
構造計算書	・擁壁の設計書 ・基礎補強の計算書 ・擁壁の概要	・規則第7条第1項第2号 ・規則第63条第1項第1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算	・令第7条第2項第2号 ・令第8条第1項第1号	・山間部における溪流 H=1.5m ・崖面を擁壁で覆わない場合

	土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	号口 ・規則第7条第1項第3号、4号、12号 ・規則第63条第1項第1号、2号	・谷埋め型大規模盛土造成地 ・腹付け型大規模盛土造成地
設計者の資格を証する書類	・卒業証明書 ・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・宅地造成技術講習会修了証書 ・実務経験証明書 ・資格証明書（技術士又は一級建築士）	・令第22条 ・規則第7条第1項第5号 ・規則第63条第1項第1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要
擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法		

\*みなし許可に必要な書類は、工事の内容により異なるため「群馬県盛土規制法の手引 第4章許可申請の手続 37頁 表4-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類」を参照

### 11-1 中間検査（宅地造成及び特定盛土等規制法第18条）

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法 (中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

#### 4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

\*特定盛土等規制区域については、法第三十七条で同様に規定

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

##### (中間検査をする宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

\*特定盛土等規制区域については、令第三十二条で同様に規定

## (特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等規制区域については、令第三十二条で同様に規定

## 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

## (中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

## (中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

政令で定められた盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手できません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。よって、みなし許可の工事の中間検査については、市長に提出しなければなりません。

## 中間検査手数料（伊勢崎市手数料条例）

区分	切土又は盛土をする土地の面積	手数料の金額
宅地造成及び特定 盛土等規制法（昭 和36年法律第191 号）第18条第1項 又は第37条第1項 の規定による中間 検査	3,000m <sup>2</sup> 以内	3,700円
	3,000m <sup>2</sup> 超え 20,000m <sup>2</sup> 以内	5,600円
	20,000m <sup>2</sup> 超え 40,000m <sup>2</sup> 以内	9,400円
	40,000m <sup>2</sup> 超え 70,000m <sup>2</sup> 以内	16,000円
	70,000m <sup>2</sup> 超え 100,000m <sup>2</sup> 以内	28,000円
	100,000m <sup>2</sup> 超え	39,000円

別表第9（第2条関係） 宅地造成及び特定盛土等規制法関係

## 11-2 定期報告（宅地造成及び特定盛土等規制法第19条）

## 宅地造成及び特定盛土等規制法

## (定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十八条で同様に規定

## 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

## (定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 (略)

※特定盛土等規制区域については、省令第三十三条で同様に規定

**宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則**

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、省令第七十九条で同様に規定

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 (略)

※特定盛土等規制区域については、省令第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一 工事が実施される土地の所在地

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における盛土又は切土の高さ

二 報告の時点における盛土又は切土の面積

三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施工状況

3 (略)

※特定盛土等規制区域については、省令第八十条で同様に規定

**伊勢崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則**

(定期の報告)

第4条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する定期報告書（別記様式）に、よらなければならない。

(書類の提出)

第6条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、工事着手年月日から3か月ごとに定期的な報告が必要です。報告は、工事の規模が次の表の記載に該当する場合に必要となります。

**定期報告を要する規模**

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	①盛土した土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土した土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時に盛土及び切土した土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの

### 11-3 標識の掲示（宅地造成及び特定盛土等規制法第49条）

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法

##### （標識の掲示）

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

##### （標識の様式及び記載事項）

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三 工事施行者の氏名又は名称

四 現場管理者の氏名又は名称

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

開発許可が盛土規制法のみなし許可となった場合、開発許可に係る標識と盛土規制法に基づく許可に係る標識（様式第二十三）の両方の標識の掲示が必要となります。

## 第8章 その他

様式第十三 中間検査申請書

※受付欄
年月日
番号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年月日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第18条第1項 }  
第37条第1項  の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号	
2 許可年月日	年月日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工事施行者住所氏名		
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る	年月日
	工事終了年月日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回
	特定工程	
	中間検査合格証	
	番号	第 号
交付年月日	年月日	
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る	年月日
	工事終了予定	
年月日	年月日	
8 備考		

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

## 別記様式（第4条関係）

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

伊勢崎市長 宛て

工事主 住 所  
氏 名

第19条第1項  
 宅地造成及び特定盛土等規制法   の規定により、宅地造成又は  
 第38条第1項  
 特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される 土地の所在地				
3 工事の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土 又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における盛土 又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 等に関する工事の施工状況				

## (注意)

- 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

## 様式第二十三 標識（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

		90センチメートル以上			
<p style="text-align: center;">{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 } 済標識</p>					
1	工事主の住所氏名	見取図  			
2	許可番号			第 号	
3	許可又は届出年月日			年 月 日	
4	工事施行者の氏名				
5	現場管理者の氏名				
6	盛土又は切土の高さ			メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
9	工事着手予定期年月日			年 月 日	
10	工事完了予定期年月日			年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先				
		50センチメートル以上			

## (注意)

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。